

薬生食輸発0530第2号  
令和5年5月30日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(メキシコ産マンゴ어의ペルメトリン及びベトナム産トゲウナギのエンロフロキサシン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年5月29日付け薬生食輸発0529第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、メキシコ産マンゴ어의ペルメトリンについてモニタリング通知の別表第2から削除する。

また、ベトナム産トゲウナギのエンロフロキサシンについて、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。